

○三次市立小中学校通学区域に関する規則

平成18年10月6日教育委員会規則第11号

改正

平成19年3月30日教育委員会規則第1号

平成19年9月14日教育委員会規則第9号

平成22年3月30日教育委員会規則第3号

平成24年3月28日教育委員会規則第7号

平成27年6月30日教育委員会規則第9号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

三次市立小中学校通学区域に関する規則

三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、就学予定者の就学すべき小学校及び中学校の指定（以下「指定学校」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校の指定）

**第2条** 三次市内に住所を有する就学予定者に対する就学すべき小学校又は中学校の指定は、次のとおりとする。

学校名	学校区の範囲
河内小学校	東河内町，西河内町，小文町，山家町（郷川及び青葉会を除く。），穴笠町
三次小学校	日下町，三原町，三次町，山家町のうち郷川・青葉会，栗屋町のうち落岩・荒瀬・下津河内・馬行谷・長谷
栗屋小学校	栗屋町のうち岩脇・元国・中垣内・中の村・亀谷・旭・米丸・小森・大平・上旭・上村・若屋・長伝・細田
十日市小学校	十日市東，十日市南，十日市西，十日市中，十日市町
八次小学校	南畑敷町，畠敷町，四拾貫町，後山町
酒河小学校	東酒屋町，西酒屋町
青河小学校	青河町

神杉小学校	江田川之内町，高杉町，廻神町，三若町のうち芋面
田幸小学校	糸井町，大田幸町，小田幸町，木乗町，志幸町，塩町
和田小学校	向江田町，和知町
川地小学校	上川立町，下川立町，上志和地町，秋町，下志和地町
川西小学校	有原町，三若町（芋面を除く。），石原町，海渡町，上田町
君田小学校	君田町
布野小学校	布野町
作木小学校	作木町
吉舎小学校	吉舎町のうち吉舎・三玉・矢野地・海田原・矢井・清綱（イ組）・敷地・徳市・安田・上安田・知和
八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通
みらさか小学校	三良坂町
三和小学校	三和町
甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀
小童小学校	甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）

学校名	学校区の範囲
三次中学校	河内小学校，三次小学校の学校区
十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校の学校区
塩町中学校	神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校の学校区
川地中学校	青河小学校，川地小学校の学校区
八次中学校	八次小学校の学校区
君田中学校	君田町
布野中学校	布野町
作木中学校	作木町
吉舎中学校	吉舎町
三良坂中学校	三良坂町
三和中学校	三和町

甲奴中学校	甲奴町
-------	-----

(通学区域自由化制度等の特例)

**第3条** 前条の規定にかかわらず、三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領（平成16年三次市教育委員会告示第42号）に定める三次市立小中学校通学区域自由化制度による場合、又は保護者の申立てにより三次市教育委員会が認めた場合は、指定学校以外の学校に就学することができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年教委規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月28日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月30日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は、平成27年度分以後の通学区域について適用し、平成26年度分までの通学区域については、なお従前の例による。

(みなし規定)

- 3 この規則の施行の前日（平成27年度分に限る。）に行った手続、処分その他の行為は、この規則による改正後の三次市立小中学校通学区域に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。